

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 一 第3条第1号に基づき、学会の活動の国内外へ発信する。
 - 二 第3条第2号に基づき、学会にかかわる情報を収集・処理・提供する。
 - 三 第3条第3号に基づき、学会の理事会等に提言する。
 - 四 第3条第4号に基づき、その他学会の広報に必要な事項を行う。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会の任期は、その都度定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

- 2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。